

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備や子育て支援施策、人口減少に伴う地域活性化対策はもとより、DX化の推進や脱炭素化、物価高騰対策など多岐にわたる新たな役割が求められています。

加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

こうした地方自治体の現状を踏まえ、政府は、いわゆる「骨太方針」に基づき、地方一般財源水準の前年度水準を確保する姿勢を示してきましたが、増大する行政需要、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、令和8年度政府予算と地方財政への財政措置の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保までも含めた地方財政の充実・強化を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 とりわけ、子育て支援、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材の確保に向けた自治体の取組を支えることができるよう十分な財政措

置を講じること。

- 3 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、自治体に対し特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 4 会計年度任用職員においては、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 5 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
- 6 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年6月24日

三 原 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

国 土 交 通 大 臣

デ ジ タ ル 大 臣

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助） あて